

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況

【同一所管公益法人等との契約】

(法人名: 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位: 円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	東日本電信電話㈱ 東京都港区港南1-9-1	国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)屋外トレーニング施設専用回線等の利用	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成19年3月30日	¥3,108,420	随意契約	専用回線等の利用料は、値引等が行われない(定額)性質のものであり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
2	東日本電信電話㈱ 東京都港区港南1-9-1	本部事務所等インターネット接続回線の利用	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成19年3月30日	¥1,094,310	随意契約	インターネット接続回線の利用料は、値引等が行われない(定額)性質のものであり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
3	東日本電信電話㈱東京支店 東京都港区港南1-9-1	国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)屋外トレーニング施設メールサーバ等の保守	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成19年3月30日	¥3,570,000	企画競争・公募	随意契約事前公募を行った結果、競争性が認められなかったため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項による随意契約とした。	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度契約から)		
4	東日本電信電話㈱ 東京都港区港南1-9-1	電話(本部事務所)	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成18年4月1日	¥4,066,608	随意契約	長期継続契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
5	東日本電信電話㈱ 東京都港区港南1-9-1	電話(国立霞ヶ丘競技場)	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成18年4月1日	¥1,863,185	随意契約	長期継続契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
6	東日本電信電話㈱ 東京都港区港南1-9-1	電話(国立スポーツ科学センター)	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成18年4月1日	¥3,187,143	随意契約	長期継続契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
7	財団法人日本ボート協会 東京都渋谷区神南1-1-1	国立スポーツ科学センター戸田艇庫土地の賃貸借	雨宮 忠 理事長 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1	平成19年3月27日	¥3,777,767	随意契約	当該場所であれば戸田艇庫の管理運営を行うことが不可能であることから場所が限定されるものであり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	
合計					¥20,667,433						

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。
- (注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。
- (注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること
- (注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
 - ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
 - ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「20」